

## 令和 5 年度 包括外部監査の結果の概要

### 1 監査テーマ

横浜市の医療提供に関する事業の管理及び財務事務の執行について

### 2 テーマ選定理由

横浜市は、全ての市民が必要なときに適切な医療を受けることができる体制を確保していくため、横浜市立市民病院、横浜市立脳卒中・神経脊椎センター、横浜市立みなど赤十字病院に加え、市内 6 方面の基幹的な役割を担う地域中核病院を整備している。また、横浜市立大学附属病院及び横浜市立大学附属市民総合医療センターが存在する。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大では公立病院の役割の重要性が再認識され、今後の公立病院経営強化を前提とした、公・民の適切な役割分担、地域において必要な医療提供体制の確保、不採算医療や高度・先進医療等の提供に重要な役割が求められる。

令和 3 年度横浜市病院事業では、市立 3 病院で 1,237 百万円の当年度純損失が計上され、資産合計も 94,376 百万円と非常に大きく、横浜市医療局令和 4 年度予算においては、事業費と病院事業会計繰出金の合計で約 106 億円となっている。また、公立大学法人横浜市立大学附属 2 病院の令和 4 年度総予算は約 711 億円となっている。

このように、横浜市にとって資産規模としても予算規模としても非常に重要で、必要不可欠な、市立病院を中心とする医療提供に関する事業について、検証する有用性は非常に高いと考え、令和 5 年度における包括外部監査の特定の事件（テーマ）として選定した。

### 3 監査の結果

監査の結果、財務事務の執行及び事業の管理にいくつかの課題が見受けられた。その内容を指摘（措置が必要と認められる事項）26 件及び意見（改善を要望する事項）72 件に取りまとめた（詳細は別添「令和 5 年度 包括外部監査報告書」のとおり）。

#### (1) 監査対象部局・公の施設の管理団体・出資団体

政策局、医療局及び医療局病院経営本部、日本赤十字社（横浜市立みなど赤十字病院）、公立大学法人横浜市立大学（ただし、横浜市立大学附属病院及び横浜市立大学附属市民総合医療センターに限る。）

#### (2) 監査対象期間

原則として令和 4 年度。必要に応じて令和 3 年度以前及び令和 5 年度の執行分を含む。

### (3) 主な指摘及び意見

1	看護師養成機関への運営費及び施設改修費の補助について	医療局地域医療課	意見 7、8
現状	看護専門学校運営費補助事業は、横浜市医師会聖灯看護専門学校及び横浜市病院協会看護専門学校に対し人件費等を助成する事業である。事業目的は、市内における看護師を養成することで市内に勤務する看護師を確保することにある。直近 3 年間は、年額約 5 億円の補助が行われた。また、横浜市病院協会看護専門学校設備改修費補助事業は、開校後約 30 年が経過した学校設備に対する補助である。総改修費 186 百万円の 85.65% にあたる約 160 百万円の補助である。		

2	債権管理について	横浜市立市民病院	指摘 2、意見 34
現状	市民病院における債権管理用のデータには、債務承認日、最終入金日及び地方自治法第 236 条第 4 項において時効更新事由となる 1 回目の督促日等の項目が設定されていない。		
指摘・意見の要旨	正確な時効管理を行うためにも、当該 Excel 表に督促日及び債務承認日等の時効更新に関する項目を設けて管理すること及び将来のシステム更新や入れ替え時等においては、システム上にて時効管理（時効起算日の管理）の機能を付与することも検討されたい。また、現在、債権放棄の対象としている債権は消滅時効の完成によるもののみであるが、利用者間の公平性の観点を考慮しつつも、回収に注力する債権を明確にし、その管理の簡素化や効率化を図る上で、回収困難な債権については債権放棄又は徵收停止の手続を行うことを検討されたい。		

3	SPD 業務委託契約について	横浜市立大学附属病院、横浜市立大学附属市民総合医療センター	意見 68、69
現状	市大附属 2 病院では、診療材料等の物品管理・搬送等業務委託について、プロポーザル方式により事業者を選考している。このうち、提案金額に関する評価については、病院が提示した概算金額に対して安価である割合（±0～▲10% の範囲）に応じた評価を設定していた。しかしながら、提案各者の提案金額が病院の想定以上に安価だったため、提案金額に年額約 72 百万円の差が生じているにも関わらず全者が満点となり、評価に差は生じなかった。		
意見の要旨	また、病院が提示した概算金額算定にあたっては、見積書を一者のみから取得し決定している。	プロポーザル方式を採用する業務ではあるが、評価項目には経費削減につながる項目も多い。また、提案者側としても提案金額を前提とした提案内容により、業務を提供することを予定していると考えられる。評価にあたっては提案金額がより評価に反映されるよう、割合や概算金額の算定方法等についての検討が望まれる。	一般競争入札に比べ価格面での競争が行われにくく、概算金額算定時により適正な価格設定をするためには、複数事業者の見積書を比較検討することや、詳細な業務内容についての分析を行うことが求められる。